

障 発 0 3 3 1 第 3 号  
令 和 3 年 3 月 3 1 日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局  
障 害 保 健 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第98号）の公布及び施行に伴い、別添のとおり本通知の一部を改正し、本日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき御配慮されたい。